

おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクトに係る募集要領Q&A

番号	質問事項	回答
1	<p>使用する面積の算定について 壁面に設置する直流開閉器盤などの機器の面積の算定方法も太陽電池アレイ等と同じく水平投影面積と考えてよいか。</p>	<p>屋根に接続箱等を設置する場合は、水平投影面積に提案単価を乗じた額が貸付料となる。 建物の壁に設置する場合は、募集要領中図表1の式により計算する。この際、貸付に係る面積は水平投影面積となる。</p>
2	<p>閲覧資料について それぞれの施設における過去一年間の電力契約種別、電力消費量、電気代金支払額の情報提供は可能か。</p>	<p>情報提供可能です。提供方法については各施設管理者に問い合わせの上、指示に従ってください。</p>
3	<p>借受場所について 施設内の指定の場所以外の屋根も借り受けることは可能か。</p>	<p>施設管理者が同意する提案内容であれば貸し出しも可能です。なお、指定する箇所以外の屋根を借り受ける場合であっても、プロポーザル審査基準における屋根借受希望額は、指定箇所における借受単価、借受面積についてのみ審査します。 (提案内容によっては施設への貢献策等において加点可能です。)</p>
4	<p>発電設備の設置にあたり、屋根に何らかの問題が生じた場合の責任の所在はどのようになりますか。</p>	<p>原則として契約書案に記載されている事項が適用されます。契約書案に記載が無い場合は民法等が適用されます。 太陽光発電設備（付帯設備を含む）の設置を原因として損害が生じた場合には、その損害については設置事業者の負担にて補償・修繕等の必要な措置を講じていただくこととなります。 また、太陽光発電設備（付帯設備を含む）の設置を原因としない場合には、施設管理者が補償・修繕等の必要な措置を講ずることとなります。 なお、修繕のために発電が行えない場合については売電利益に県は責任を負いませんが、修繕の範囲が設備の大部分にあたる場合には、施設管理者は別の場所を用意することを検討します。</p>